

中津川市専用水道事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、専用水道事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(確認を要する工事)

第2条 法第32条に規定する市長の確認を受けなければならない専用水道の布設工事は、次に掲げるものとする。

(1) 専用水道施設の新設の工事

(2) 令第3条に規定する水道施設の増設又は改造の工事

(専用水道布設工事設計の確認申請等)

第3条 法第33条第1項の規定により、専用水道の布設工事を行う者は、専用水道布設工事申請書（様式第1号）に省令第33条に規定する書類等を添付して、市長に申請しなければならない。

2 法第33条第5項の規定により、市長は申請書の内容を審査し、必要に応じ調査を行い、法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、不適合であるとき又は適合するかしないかを判断することができないときは、専用水道布設工事設計不適合・確認不能通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(専用水道給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定により、専用水道を使用して給水を開始しようとするときは、給水開始前届（様式第4号）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

(水道技術管理者選任・変更届)

第5条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を選任し、又は変更したときは、水道技術管理者選任（変更）届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(業務の委託)

第6条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定により、専用水道の設置者は、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を委託したときは、委託水道業務届（様式第6号）に必要書類を添付して、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(申請内容の変更)

第7条 法第33条第3項の規定により、第3条に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに専用水道布設工事申請書記載事項変更届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

(専用水道の廃止)

第8条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届（様式第8号）に必要書類を添付して、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(立入検査及び通知)

第9条 市長は、職員に法第39条第2項の規定により立入検査を実施させたときは、その検査結果を立入検査結果等通知書（様式第9号）により設置者に通知するものとする。

(改善の指示等)

第10条 市長は、法第36条の規定により改善等を行うべき旨を指示しようとするときは、専用水道の設置者に弁明の機会を与え、その改善等に必要な期間を設けるものとする。

2 専用水道の設置者は、法第36条に規定する指示等を受けたときは当該事項についての改善実施計画書（様式第10号）を指定の日までに市長に提出し、改善が完了した時は改善完了報告書（様式第11号）を改善が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

（給水停止命令）

第11条 市長は、専用水道の設置者が改善の指示に従わず、かつ、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、法第37条の規定により、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。設置者が、水道技術管理者の変更勧告に従わず、かつ、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも同様とする。

2 市長は、前項の規定により給水の停止を命じようとするときは、専用水道の設置者に弁明の機会を与え、給水の停止を命じるときは、給水停止命令書（様式第12号）により、設置者に通知するものとする。

附則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

様式第1号第3条関係

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

中津川市長

様

設置者

氏名及び住所

㊞

専用水道布設工事申請書

このことについて、水道法第33条第1項の規定により申請します。

記

設置者	住 所	
	氏 名	
水道事務所の所在地		
水の供給を受ける者の数 及び地域		
1日最大給水量 及び1日平均給水量	最大	m ³ / 日
	平均	m ³ / 日
水源の種別 及び取水地点		
水源の水量の概算	m ³ / 日	
水道施設の概要	取水施設	井戸（深さ m）、 の水道 取水ポンプ能力 規模：口径 mm、 kW/h
	貯水施設	受水槽：有（ m ³ ）・ 無 材質：
	導水施設	導水管の材質： 導水ポンプ能力 規模：口径 mm、 kW/h
	浄水施設	濾過施設：有（急速・緩速）・ 無 消毒施設：有（薬品の種類： （使用量： L/月） 無 その他浄化槽（ ）

水道施設の概要	送水施設	送水管の材質： 送水ポンプ能力 規模：口径 mm、 kW / h
	配水施設	配水管の材質： 配水ポンプ能力 規模：口径 mm、 kW / h
浄水方法		
その他	施設の使用 開始予定日	
	用途	
	管理者	
	参考事項	

添付書類

- 1 水の供給が行われる地域を記載した図面
- 2 水道施設の位置を明らかにする地図
- 3 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 4 主要な水道施設（次に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 5 導水管渠、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第2号第3条関係
様式第2号（第3条関係）

専用水道布設工事設計確認通知書

第 号
年 月 日

様

中津川市長

年 月 日付けで申請のあった専用水道布設工事について、水道法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

名称

所在地

様式第3号第3条関係

様式第3号（第3条関係）

専用水道布設工事設計不適合・確認不能通知書

第 号
年 月 日

様

中津川市長

年 月 日付けで申請のあった専用水道布設工事については、下記の事項について水道法第5条の規定による施設基準に不適合であり、又は適合することが確認できないので、同法第33条第5項の規定により通知します。

記

名称

所在地

不適合・確認不能の事項及びその理由

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、中津川市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日（1）の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、中津川市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において中津川市を代表する者は、中津川市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号第4条関係

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊟

給水開始前届

年 月 日 第 号で通知のあった専用水道事業について、次の通り給水を開始したいので、水道法第13条第1項の規定により届け出ます。

記

着工年月日		
完成年月日		
給水開始年月日		
給水開始に係る水道施設	名称	
	所在地	

添付書類

- 1 水質検査結果書の写し
- 2 水道施設検査書
- 3 水道技術管理者選任届

様式第5号第5条関係

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊞

水道技術管理者選任（変更）届

水道法第19条第1項による水道技術管理者を設置（変更）したので届け出ます。

記

水道施設	名 称	
	所在地	
管理者	新	
	旧	
選任（変更）年月日		

添付書類

- 1 水道法施行令第6条で定める資格を有することを証明する書面
- 2 水道技術管理者の履歴書及び写真

様式第6号第6条関係

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊞

委託水道業務届

水道法第24条の3第2項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託・変更・解除したので届け出ます。

記

水道施設	名称	
	所在地	
水道管理業務受託者 (受託水道業務技術管理者)		
委託期間		

変更内容	新	
	旧	

契約解除期間	
解除理由	

添付書類

- 1 水道法施行令第7条第3号に定める委託契約書の写し
- 2 委託水道業務技術管理者を選任した場合には、水道法施行令第6条で定める資格を有することを証明する書面

様式第7号第7条関係

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊞

専用水道布設工事申請書記載事項変更届

年 月 日付で提出した専用水道布設工事申請書について下記の通り記載事項を変更しましたので、水道法第33条第3項の規定により届け出ます。

記

変更事項	新	
	旧	
変更理由		
変更年月日		

様式第8号第8条関係

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊟

専用水道廃止届

次の通り専用水道を廃止したいので、届け出ます。

記

水道施設	名 称	
	所在地	
廃止年月日		
廃止理由		

添付書類

- 1 廃止を確認できる資料
- 2 確認通知書（様式第2号）

様式第9号第9条関係
様式第9号（第9条関係）

立入検査結果等通知書

第 号
年 月 日

様

中津川市長

水道法第39条第2項の規定により立入検査を行いましたので、下記の通り通知します。

記

- 1 水道施設の名称及び所在地
- 2 水質検査結果
- 3 施設検査結果

様式第10号第10条関係
様式第10号（第10条関係）

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊟

改善実施計画書

年 月 日付けで専用水道施設の不備の指摘を受け、次の通り改善計画を立てましたので、報告します。

- 1 水道施設の名称及び所在地
- 2 改善指示事項
- 3 改善計画内容
- 4 改善完了予定日

添付書類
改善内容を示す図面等

様式第11号第10条関係
様式第11号（第10条関係）

年 月 日

中津川市長 様

設置者
氏名及び住所

㊟

改善完了報告書

年 月 日付けで専用水道施設の不備の指摘を受けましたが、次の通り改善しましたので、報告します。

- 1 水道施設の名称及び所在地
- 2 改善指示事項
- 3 改善実施内容
- 4 改善完了日

添付書類
改善内容を示す図面等

給水停止命令書

第 号
年 月 日

様

中津川市長

下記の専用水道について、水道法第37条の規定により給水の停止を命じます。

記

- 1 水道施設の名称及び所在地
- 2 給水停止期間

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、中津川市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、中津川市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において中津川市を代表する者は、中津川市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。